

## 大津市安全なまちづくり事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域における安全なまちづくりに関する自主的な活動を行う団体(以下「自主活動団体」という。)に対し、当該活動に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付し、もって市民及び滞在者が安全に暮らすことのできる社会の実現に資することを目的とする。

(補助対象事業等)

第2条 この要綱による大津市安全なまちづくり事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、小学校区又はおおむね小学校区と同等と認められる区域において安全なまちづくりに資する活動に取り組んでい自主活動団体が、次に掲げる活動のうち3以上の活動について具体的な活動計画を策定した事業とする。

- (1) 地域におけるパトロール活動(第8号及び第9号の活動を除く。)
- (2) 防犯診断活動
- (3) 防犯灯の点検活動
- (4) 防犯器具のあっせん又は配布
- (5) 玄関灯点灯運動
- (6) 防犯教室又は講座の開催
- (7) 地域安全マップ等の作成
- (8) 通学路における安全指導
- (9) 通学路、公園等の安全点検
- (10) 広報及び啓発活動
- (11) 防犯機器の設置及び維持管理
- (12) その他安全なまちづくりに関する自主的な防犯活動

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の表の左欄に掲げる活動の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める経費とする。ただし、人件費及び食糧費(活動時における飲料代(お茶等)を除く。)は、補助対象経費としない。

活 動	補 助 対 象 経 費
-----	-------------

前項第1号、第8号及び第9号に掲げる活動	帽子、ジャンパー、腕章等の作成及び購入、青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車の維持管理及び当該車両（これに準ずるものを含む。）を用いて行う自主防犯パトロールに係る燃料の購入並びに活動ボランティア保険の加入等に要する経費
前項第2号及び第3号に掲げる活動	強力ライト、乾電池、防犯ブザー等の作成及び購入に要する経費
前項第4号及び第10号に掲げる活動	啓発広報ビラ、啓発用品（ティッシュ等）、立て看板、のぼり旗等の作成及び購入に要する経費
前項第5号に掲げる活動	実施地区統一の啓発シール等の作成及び購入に要する経費
前項第6号に掲げる活動	講師謝礼、配布資料等の作成及び購入に要する経費
前項第7号に掲げる活動	用紙及び文房具の購入並びに印刷等に要する経費
前項第11号に掲げる活動	非常通報装置、監視カメラ、センサーライト等の設置及び維持管理に要する経費
前項第12号に掲げる活動	当該活動に必要と認められる経費

（補助金の額）

第3条 補助金の額は、前条第2項の規定による補助対象経費の額とし、その額が500,000円を超えるときは、500,000円とする。ただし、同一の補助対象事業について補助金の交付を受けたことがある場合における2回目以降の補助金の額は、100,000円を限度とする。

（交付申請の時期）

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、補助事業に着手した後に行うことができる。ただし、市長が別に定める期限を経過したときは、この限りでない。

（交付申請書）

第5条 規則第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市安全なまちづくり事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 会則の写し
  - (4) 役員名簿
- (決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市安全なまちづくり事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市安全なまちづくり事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市安全なまちづくり事業費補助金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市安全なまちづくり事業費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市安全なまちづくり事業費補助事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市安全なまちづくり事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、第5条第2項第1号又は第2号に掲げる書類のうち、変更に係る書類を添付するものとする。

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市安全なまちづくり事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第8号）若しくは大津市安全なまちづくり事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第9号）又は大津市安全なまちづくり事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第10号）若しくは大津市安全なまちづくり事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は大津市

安全なまちづくり事業費補助事業実績報告書（様式第12号）とし、その提出期日は、補助事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し  
（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市安全なまちづくり事業費補助金確定通知書（様式第13号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市安全なまちづくり事業費補助金交付請求書（様式第14号）とする。

2 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市安全なまちづくり事業費補助金交付請求書（様式第14号の2）とする。

（取消通知書）

第13条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市安全なまちづくり事業費補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により行うものとする。

（返還通知書）

第14条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市安全なまちづくり事業費補助金返還通知書（様式第16号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第15条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年9月18日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年3月31日から施行する。